

市独自事業

7月からワクチン健康被害救済制度 に係る文書料を支援します！



新型コロナウイルス感染症などの予防接種で、国に救済制度を申請した方を対象に、5万円を上限に申請にかかる文書費用を支援します。

【対象者】

新型コロナウイルスワクチン接種開始日（令和3年2月17日）以降のワクチン接種で健康被害が生じ、国に救済制度を申請する方

【対象の予防接種】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種
- ・それ以外の定期予防接種 ※ただし令和3年2月17日以降の接種

【対象となる文書】

診療録、画像データ、各種証明書など申請に必要な書類

【受付開始】

7月初旬を予定しています。

〈本リリースに関する報道関係の方からのお問い合わせ先〉

市民健康課 TEL：24-0111

